



2025年4月25日

各 位

会社名 株式会社秋田銀行
代表者名 取締役頭取 芦田 晃 輔
(コード番号 8343 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 林 口 哲 也
(TEL. 018-863-1212)

「業績連動型株式報酬制度」の継続および一部改定に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2019年より当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して導入している業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続および本制度の内容の一部改定に関する議案（以下、「本議案」という。）を2025年6月25日開催予定の第122期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の継続にともない、新たな対象期間で交付することが見込まれる当行株式の取得総額等の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1 本制度の概要

本制度は、当行の取締役等の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、取締役等の役位ならびに業績目標の達成度等に応じて当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭を交付ならびに給付するインセンティブプランであります。本制度について役員報酬BIP信託（以下、「本信託」という。）の信託期間の延長および業績達成条件内容における指標を変更するほかは、2019年度に設定した本制度の内容を維持します。

また、本制度は2019年度に取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象として導入し、2021年度に常務執行役員、2022年度よりすべての執行役員を対象者に追加しております。

2 本制度の継続について

当行は、2025年8月31日に信託期間が満了する本信託について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を3年延長いたします。本信託の継続後の対象期間は2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度です。

3 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、本株主総会において本議案の承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。

以下に記載する内容のほか、本制度の概要については、2019年5月27日付「株式報酬型ストック・オプション制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の主な改定事項>

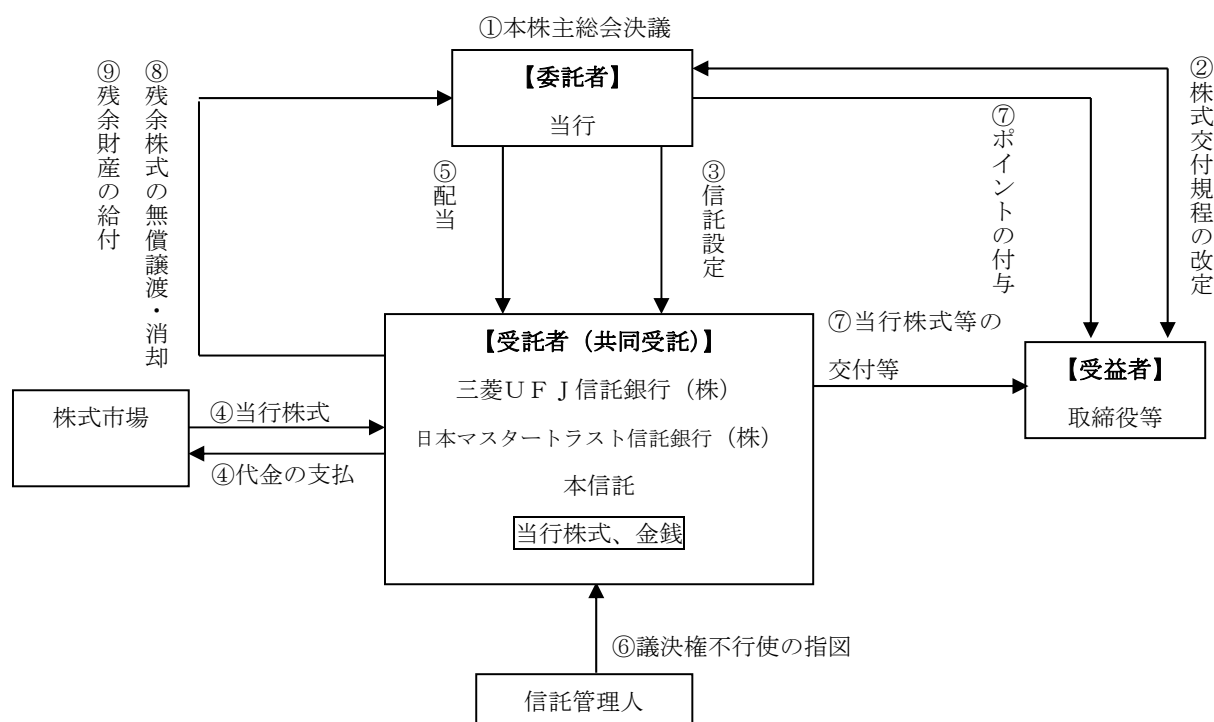
項目	改定前	改定後
業績達成条件の内容	・ 毎事業年度の業績目標（当期純利益等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動	・ 毎事業年度の業績目標（財務指標および非財務指標 ^(注) ）の目標達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動

(注) 2025～2027年度の中期経営計画期間内においては、財務指標にROE（連結）、非財務指標に従業員エンゲージメントスコアを採用する予定です。

4 本制度継続および一部改定後の信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブ
委託者	当行
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
信託契約日	2019年8月1日
信託変更契約日	2025年8月（予定）
信託の期間	2019年8月1日 ～ 2028年8月31日
株式取得の総額	未定
株式の取得時期	未定
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株処分）から取得

(ご参考 本制度の仕組み)



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当行は、取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。なお、取締役に対する報酬の原資となる金銭については①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）より取得します。なお、本信託が取得する株式数のうち、取締役に対して交付等を行う当行株式の数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標（財務指標および非財務指標）の目標達成度等に応じて、毎年一定の時期に、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標等の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなく

なった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上